

移住&テレワーク支援制度 Q&A

Q1：富士見町に住む物件はありますか？また、富士見町に住まないとだめですか？	
A	住む場所は、富士見町内が対象となります。賃貸物件を押さえることはできませんが、関係者がいくつかの物件や、不動産会社の担当者をご紹介できるように致します。
Q2：土地や戸建てを購入した場合、補助の対象になりますか？	
A	助の対象となるのは「賃貸物件」住まれる場合のみです。 土地や建物を購入されてお住まいになる方は、移住・定住促進対策新築住宅補助金など、その他の補助金の利用をご検討ください。
Q3：起業準備期間は対象となりますか？	
A	状況により判断させていただきます。
Q4：毎日コワーキングスペースに来ないといけないのですか？	
A	毎日いる必要はございませんが、3ヶ月ごとに最低20日以上、森のオフィスを仕事場として利用できることが本制度の条件となります。
Q5：月の家賃と光熱費が補助金を上回った場合はどうなりますか？	
A	月の家賃と光熱費が50,000円を上回った場合、差額は自己負担となります。
Q6：学校や保育園はありますか？	
A	富士見町内には、保育園が5か所、小学校が3か所、中学校が1か所ございます。 どの施設も、待機児童は0です。
Q7：富士見森のオフィスとは何ですか？	
A	2015年12月、富士見町にオープンした、シェアオフィス/コワーキングスペースです。林に囲まれた木造の多目的施設で、8つの個室型オフィスルーム（現在満室）、wifiを完備し、自由に座ることができる大型コワーキングスペース、食堂スペース、キッチン、シャワー室などを備えております。